第二次世界大戦参戦前のアメリカの連合国援助と その国際法上の正当化根拠

西 嶋 美智子1)

The American Assistance to the Allies before Pearl Harbor and its International Legal Justifications

Michiko Nishijima

要旨

1939年に欧州で開始した戦争について、アメリカは同年、中立の立場をとることを宣言した。20世紀までに確立した中立法では、中立国は交戦国を公平に扱う義務があるとされていた。しかし、アメリカは、枢軸国の侵略に抵抗している国家を援助するという政策を表明し、1941年にはそれを可能とする武器貸与法を制定した。このようにして、アメリカの国内法上、合法的に連合国を援助することが可能になった。このような一方交戦国への援助が、交戦国を公平に扱う義務を課すと解されていた中立法に抵触する可能性があるとして問題となった。本稿では、このような援助を正当化するためにアメリカが主張した二つの国際法上の根拠、すなわち、自衛権の行使として援助が可能というものと、不戦条約違反の戦争の交戦国を差別的に扱うことができるというものを検討している。そして、これらいずれの根拠も、当時の国際法に照らすと成り立ち難いものであったことを指摘している。その理由として、前者の自衛権については、その行使要件である急迫性を満たしていないこと、後者については、主として、違約国に対する差別的扱いを正当化するような国家実行が積み重なっておらず、むしろそれに反する国家実行や学説が多いことを挙げている。

ABSTRACT

The United States proclaimed to remain neutral when the European War started in 1939. It was generally considered that the law of neutrality obliged a neutral State to maintain an attitude of impartiality toward the beligerents.

However, it was the declared policy of the Government of the United States to assist the countries that were resisting aggression by the Axis Powers. In accordance with this policy, the Lend-Lease Act of 1941 enabled the United States to aid the Allies. Then the question was raised whether such assistance was compatible with the neutral duty of impartiality. This article explores two legal justifications for the assistance invoked by the Roosevelt Administration: At first, the aid was justified as the defense of the United States and Western Hemisphere; then secondly, as the measures against the violator of the Kellogg-Briand Treaty. This article concludes that the American assistance cannot be justified on either ground.

I はじめに

1939年9月1日、ドイツがポーランドに侵攻した。イギリスおよびフランスは、この侵攻により、それぞれがポーランドと締結していた同盟条約上の義務が発

生するとして、9月3日、ドイツに宣戦布告した。一方、アメリカは9月5日、この戦争について中立を維持する意向を表明した 1 。

中立国の権利義務を定めた伝統的中立制度は、20世 紀初頭までに徐々に確立していった。とりわけ、1856 年海上中立法に関するパリ宣言、1907年陸戦中立条

¹⁾ 日本学術振興会特別研究員(RPD・放送大学・2015-2018)

¹ Department of State Bulletin, Vol. 1 (Government Printing Office, 1940), at 203-208.

約・海戦中立条約、1909年ロンドン宣言(海戦法規に関する宣言)などが、中立法規の法典化を完成させたとされる。そして、戦間期の国際法の教科書では一般的に、中立国は、交戦国を公平に扱う義務を負うと説明されていた²。

しかし、アメリカは、第二次世界大戦に参戦する 1941年より前から、連合国(とりわけイギリス)援助 という形で交戦国を差別的に扱う政策をとるようにな っていった。このような政策を可能にしたのが、アメ リカの一連の国内法であった。1939年11月4日、従来 の1937年中立法を改正した新たな中立法が成立した3。 1939年中立法は、従来の中立法の武器禁輸条項を撤廃 し、アメリカの私人がイギリスに向けて武器を輸出す ることが可能となった。また、1940年9月3日には米 英間で駆逐艦・基地交換協定が結ばれた。この協定 は、アメリカによる対英駆逐艦供与と引き換えに、ア メリカがカリブ海英領諸島にある英国基地を借用する ことを軸とするものであった。さらに、1941年3月11 日には武器貸与法が成立した。その、第3節(a)⁴に より、大統領は、陸軍長官、海軍長官または政府その 他の省庁の長に対して、自国の防衛にとって不可欠で あると認めるいかなる国の政府にも、武器、弾薬、航 空機、艦船を含む防衛品目を売却、所有権移転、交 換、賃貸、貸与、その他の方法で処分することを許可 することができるようになった。このようにして、ア メリカの国内法上、合法的に連合国を援助すること、 すなわち交戦国を差別的に扱うことが可能になったの である5。

しかし、上述の通り、国際法上は、中立国は交戦国を公平に扱わなければならないという理解が一般的であったため、アメリカが交戦国の一方に対して有利になるような援助をするためには、国際法上の根拠が必要であった⁶。本稿の目的は、第二次世界大戦期に連合国援助を正当化するためにアメリカが主張した二つの国際法上の根拠を分析し、それらが当時の国際法に

適ったものであったのか否かを検証することにある。

検討は、以下の順序で行う。Ⅱでは、二つの根拠のうち、初期から主張されていた「自衛権」の主張を分析し、それが当時の自衛権の範囲内にあったのかあるいはそれを逸脱していたのかを明らかにする。Ⅲでは、不戦条約に違反して開始された戦争の交戦国を差別的に扱うことができるとする主張を分析し、それが当時の国際法の範疇にあったのかを明らかにする。

Ⅱ 自衛権の行使としての連合国援助

1. アメリカの主張

上述した駆逐艦・基地交換協定、そして武器貸与法という二つの法は、アメリカの連合国援助を可能とする画期となるものであった。以下では、主としてアメリカ政府関係者(とりわけハル国務長官とジャクソン司法長官)の議論を取り上げ、このような援助が自衛権の行使として可能だと主張されたことを明らかにする。

ハル国務長官(在任:1933-1944)は、ローズヴェルト大統領が進めようとする連合国援助政策について、初期から法的根拠づけを行った人物であった。上述の通り、連合国援助は本来、中立国に課される公平義務に抵触するはずであるが、そもそもハルは、公平義務との関係で、連合国援助をどのように捉えていたのであろうか。

これらの点について、国務長官が見解を表明したのは、1941年1月15日、下院外交委員会での武器貸与法に関する公聴会の場であった⁷。この公聴会でハルは、武器貸与法に基づく措置が抵触しうる法の一つとして、伝統的中立制度を完成させた条約の一つとされる1907年海戦中立条約を取り上げた。この条約の、中立国による交戦国に対する軍用材料の交付を禁じた第6条⁸、交戦国軍艦が中立の港や泊地で航海の安全に不可欠な程度以上に破損を修理しかつ戦闘力を増加する

² Lauterpacht, H. ed., *International Law:A Treatise by L. Oppenheim*, Vol. 2 (5th ed., Longmans, Green and Co., 1935), at 539–543. ただし、「公平義務」のような「義務」の存在を否定する見解については、注78参照。

³ United States Department of States, *Peace and War*: *United States Foreign Policy, 1931-1941* (Government Printing Office, 1943), at 494.

⁴ "United States: An Act to Promote the Defense of the United States, Approved March 11, 1941," The American Journal of International Law (hereinafter, AJIL) Supplement, Vol. 35 (1941), at 76–77.

⁵ 武器貸与法成立後の1941年3月11日から1945年9月30日までに、イギリス、ソヴィエト、フランス、中国、米州諸国その他(以上は援助額が多い順)に対して、火砲、航空機、戦車その他の車両、船舶の他、食料を中心とする農産物、金属、鉱物、石油製品その他の工業製品、機械および設備などが貸与援助された(United States Department of Commerce, Bureau of Foreign and Domestic Commerce, Survey of Current Business (Government Printing Office, 1946), at 10)。See also, Twenty-first report to congress on lend-lease operations: for the period ended Sept. 30, 1945 (Government Printing Office, 1946). 武器貸与法成立前までの援助については、次の文献を参照。Brown, W.A. Jr. and Opie, R., American Foreign Assistance (The Brookings Institution, 1953), at 16-30. 武器貸与法制定までの背景や議論状況、武器貸与法関連資料については、次の文献に詳しい。Kimball, W.F., The Most Unsordid Act: Lend-Lease, 1939-1941 (The Johns Hopkins Press, 1969).

⁶ 1936年・1937年中立法は、米州以外の国家との戦争に従事している米州諸国については、武器禁輸条項を含め、これらの法の適用から除外されることを規定した。この規定と国際法上の中立義務との整合性を疑問視する見解も、少ないながらも見られた。

⁷ その後、同年1月27日の上院外交委員会の非公開審議(Executive session)では、国務長官が武器貸与法についての質疑に回答した。この記録は、以下のマイクロフィルムに収められている。*The Papers of Cordell Hull, 1908-1956* (Library of Congress, 1975), Reel 45 (hereinafter, *Hull Papers*).

^{*「}中立国は、如何なる名義を以てするを問はす、交戦国に対し直接又は間接に軍艦、弾薬又は一切の軍用材料を交付することを得す。」

ことを禁じた第17条 $^{\circ}$ 、交戦国軍艦が、軍需品や武装を更新または増加したり艦員を補充したりするために、中立の港、泊地や領水を使用することを禁じた第18条 10 を挙げた。その上で、全ての交戦国が締約国でなければ本条約が適用されないことを定めた海戦中立条約第28条 11 を援用し、イタリアとイギリスが本条約の締約国ではないために、欧州戦争にはこの条約は適用されないと主張した 12 。

次に問題となるのは、これらの条文が慣習国際法であれば、連合国援助が国際法違反となる可能性があることである¹³。この点につき、国務長官は、海戦中立法規の上記条文が、通常の状況では(傍点著者)国際法を宣言したものであり、武器貸与法案が意図する行為を行うことがアメリカを非中立(unneutral)にしうると述べた¹⁴。しかし、アメリカが直面しているのは「異常な事態」だと主張し、遅すぎることになる前に、自衛を援用すべきことを訴えた¹⁵。

このように、国務長官は、海戦中立条約の上記条文が通常の状況においては慣習国際法であることを認めていた。そうすると、武器貸与法に基づく連合国に対する物質的援助は、通常の状況では慣習国際法に反することになる¹⁶。このような慣習国際法違反の行動を正当化するために、ハルは自衛権を援用したのである。以下では、ハル国務長官の自衛権の主張を詳しく検討する。

1940年9月3日に駆逐艦・基地交換協定が締結された後の同年10月、国務長官はワシントンの記者クラブにおいてアメリカの外交政策について演説した。この演説で、ハルは、次のように自衛権を主張した¹⁷。

自国自体の防衛を強化し西半球のいかなる地域への攻撃も妨 げる重要な手段として、この国は、野蛮な攻撃に抵抗しながら、 暴力の拡大を阻止しそのことで我々に対する危機を減少させて いる国々が必需品を入手できるための全ての適した手段を供給している。…この国がこのような行動をとるべきではないという主張は、それがどのような出所からのものであれ、現在の状況においては、不可譲の自衛権を否定するに等しい。

また、1941年 1 月15日の上記公聴会においては、自 衛権についての詳細な議論を展開した 18 。

イギリスやそれ以外の攻撃の犠牲国に、できる限り短い期間内に最大の物質的援助をすることが、我々の最も死活的な利益にとって緊急に必要であるということについてほど、この国の人々がこのようにほぼ一致していて明確である公共政策の問題はない。これはなぜなら、攻撃に抵抗している者へのこのような援助は、我々の国家自衛の肝要な部分であることは現在明白であるからである。現在地球上を横断して進軍している征服軍を目の当たりにして、自衛は、賢明で慎重な国家政策を決定するにあたって必ず考慮すべきことであり、またそうでなければならない。…

この公聴会におけるハルの主張を、同年1月29日の武器貸与法に関する上院外交委員会公聴会において、スチムソン陸軍長官(在任:1940-1945)が取り上げた。スチムソンは、ハルの発言を次のようにまとめた。すなわち、ハルによると、現在の世界では、もし法を順守している国家が侵略国が無視している規則に拘束されるのであれば、侵略国の違法行為から自国を守れない状況を侵略国が作っており、このような状況においては、侵略国の犠牲となっている国々による行動の自由を自衛の法が正当化する¹⁹。スチムソン自身は、後述IIIで述べる根拠に主張の重点を置いていたが、ハルの発言を取り上げる形で、自衛権の主張を支持した。

その後、1月30日に採択された下院外交委員会報告書、2月13日に採択された上院外交委員会報告書も、武器貸与法に基づく措置を正当化するために自衛権を

⁹「交戦国軍艦は、中立の港及泊地に於て、航海の安全に欠くへからさる程度以上に其の破損を修理し、且如何なる方法に依るを 間はす其の戦闘力を増加することを得す。中立国官憲は、実行すへき修理の範囲を定め、為し得る限度に之を行はしむへし。」

¹⁰「交戦国軍艦は、其の軍需品又は武装を更新又は増加する為、及其の艦員を補充する為、中立の港、泊地及領水を使用すること を得す。|

[&]quot;「本条約の規定は、交戦国が悉く本条約の当事者なるときに限、締約国間にのみ之を適用す。」

Hearings before the Committee on Foreign Affairs, House of Representatives, Seventy-Seventh Congress, First Session on H.R. 1776, A Bill Further to Promote the Defense of the United States, and for Other Purposes, January 15, 16, 17, 18, 21, 22, 23, 24, 25, 29, 1941 (Government Printing Office, 1941) (hereinafter, House Hearings), at 9.

¹³ 駆逐艦・基地交換協定についても、この点が一つの批判対象となった(Briggs, H.W., "Neglected Aspects of the Destroyer Deal," *AJIL*, Vol. 34 (1940), at 580-581)。

¹⁴ 中立国が交戦国の一方を援助することは、大統領、司法長官、陸軍長官が主張するような(Congressional Records, 77th Congress, 1st Session, Vol. 87, Part 1(Government Printing Office, 1941), at 46; Jackson, R.H., "Address of Robert H. Jackson, Attorney General of the United States, Inter-American Bar Association, Havana, Cuba, March 27, 1941," AJIL, Vol. 35 (1941), at 349)「戦争に至らない」援助ではなく、アメリカを中立の立場から離れさせる「戦争行為」であると少なくともこの時点では解していると見ることもできるように思われる。ただし、Hull Papers, at 37, 44-45.

¹⁵ House Hearings, at 9-10.

¹⁶ スチムソン陸軍長官は、ハルが、「本来国際法に違反する行為」を正当化する権利として自衛権を主張したと捉えていると解し うる。脚注19に対応する本文を参照。小松一郎『実践国際法(第2版)』(信山社、2015)、469頁をも参照。

[&]quot;Our Foreign Policy, Address by the Secretary of State," The Department of State Bulletin, Vol. 3 (Government Printing Office, 1940), at 334–337.

 $^{^{18}}$ House Hearings, at 6.

¹⁹ Hearings before the Committee on Foreign Relations, Unites States Senate, Seventy-Seventh Congress, First Session on S. 275, A Bill Further to Promote the Defense of the United States, and for Other Purposes, Part 1, January 27 to February 3, 1941 (Government Printing Office, 1941) (Hereinafter, Senate Hearings 1), at 89.

援用した。もっともこれらの報告書には自衛権の内容 についての詳細な記述は見られない²⁰。

武器貸与法成立直後の同年3月27日、ハバナで開催された米州法曹協会会議の演説(以下ハバナ演説)において、ジャクソン司法長官(在任:1940-1941)は、連合国援助が国際法に違反しないことを根拠づけようとした。ジャクソンは、ローズヴェルト大統領に対して法的意見を提出し、政府の政策決定において重要な役割を果たした人物である²¹。彼は、駆逐艦・基地交換協定を理論的に支えた中心人物でもあったが、この協定に関しては、もっぱら国内法上の議論を展開し、国際法にはほとんど言及しなかった²²。しかし、武器貸与法の成立に際しては、この法に基づく連合国援助が国際法上合法であることを主張した。

ハバナ演説は、武器貸与法に基づく措置の国際法に 照らした合法性を対外的に発信するという性質が強 く、また大統領も司法長官も、ドイツや日本の行動の 違法性といったような国際法上の重要問題について、 アメリカの見解を世界に知らしめる適切な場だと捉え ていた²³。この演説では、前半で後述Ⅲの根拠を主張 し、後半で自衛権に基づく正当化を試みたが、このう ち以下では自衛権の主張を取り上げる。

司法長官は、イギリスに対する援助が、戦争の交戦 国でない国家に国際法が課す義務に矛盾しないのかと いう問題が生じるとし、これに対して次のような回答 を与えた²⁴。

…この半球の外で現在起こっている全体主義の活動によって、西半球の政治的・領域的・経済的・文化的保全が脅かされていることは疑いがない。この状況において、自衛原則は最も適切に援用しえるし、我々はアメリカ大陸(Americas)において、知っている事実との関係で、また我々の最善の判断において予見しうる将来の事実との関係で自衛原則を援用している。我々は現在、重要な先例をつくる具体的な適用をすることで、自衛原則に内容を与えている…

自衛原則の現在の適用は、武器貸与法に始まったのではない。それは、1939年のパナマ会議で始まり、リオデジャネイロの米州中立委員会による中立法に関連して発達し、1940年、ここハバナにおける外相会議で是認された。その歴史的会議は、中立委員会の勧告を受け入れ、アメリカ大陸におけるヨーロッパの領地と植民地の暫定的統治についてのハバナ協定を採択した。この協定はさらに進んで、もしも大陸の安全が脅かされたら、

防衛措置をとることが署名国の権利であり義務であることを宣言した²⁵。

以上のように、アメリカ政府関係者は、三国同盟国による侵略がアメリカ合衆国と西半球に迫っていることを前提に、「アメリカ合衆国と西半球を防衛するため」に、ドイツに対抗している国家に対して物質的援助ができると主張した。アメリカの行動は、連合国の防衛を直接の目的とするものではなく、「自国」および「西半球」の防衛を主眼としている。そして、自衛の措置として正当化されるのが、連合国に対する物質的援助であるとした。

2. 検討

(1) モンロードクトリンの汎米化

以上のように主張された自衛権は、当時の自衛権の 範囲内にあると言えるのであろうか。アメリカも締約 国である不戦条約上、少なくとも「自国領土」を「攻 撃や侵入」から守るために自衛権を行使しうるという ことは、不戦条約締約までの交渉に携わった国々の共 通の理解であった²⁶。そうすると、アメリカ合衆国の 領土に対して「攻撃や侵入」があるかそれが急迫して いる²⁷場合に、アメリカは自衛権を行使しうるという ことになる。

問題は、三国同盟国の攻撃が、「アメリカ合衆国」のみならず「西半球」の他の国家に差し迫っていることを理由として、その攻撃を阻止するために自衛権を行使することが可能かということである。

とりわけドイツの脅威から、西半球を米州諸国共同で防衛しようとする体制は、1930年代の数々の会議で築かれていった。1936年の特別汎米平和会議(ブエノスアイレス)、1938年の第8回汎米会議(リマ)、1939年第1回外相会議(パナマ)、1940年第2回外相会議(ハバナ)、1942年第3回外相会議(リオデジャネイロ)などの会議がそれである。その中でも、1940年のハバナにおける外相会議で採択された協定では、「米州国家の領土保全、領域不可侵、主権や政治的独立に対する非米州国家によるいかなる試みも、本協定の署名国に対する侵略行為とみなし」、侵略行為があった場合あるいはその準備がされていると信じる理由がある場合には、望ましい措置につき協議することとした。また、侵略の場合の、防衛のための協力や相互援

²⁰ 77th Congress 1st Session House of Representatives, Report No. 18, To Promote the Defense of the United States, January 30, 1941, at 5,77th Congress 1st Session Senate, Report No. 45, Promoting the Defense of the United States, February 13, 1941, at 4.

²¹ Martin, C.L., "The Life and Career of Justice Robert H. Jackson," *Journal of Supreme Court History*, Vol. 33 (2008), at 42-67; Gerhart, E.C., *Robert H. Jackson: Country lawyer, Supreme Court Justice, America's advocate* (William S. Hein and Robert H. Jackson Center, 2003), at 210-229. アメリカの司法長官と国際法との関係については次の文献に詳しい。 Deener, D.R., *The United States Attorneys General and International Law* (Martinus Nijhoff, 1957).

²² "Opinion of the Attorney General, August 27, 1940", *Bulletin*, *supra* note 17, at 201–207. 大沼保昭『戦争責任論序説』(東京大学 出版会、1975年)、130–132頁も参照。

 $^{^{\}mbox{\tiny 23}}$ Gerhart, supra note 21, at 223.

²⁴ Jackson, *supra* note 14, at 357.

²⁵ これらの会議については、後述「Ⅱ2(1)モンロードクトリンの汎米化」を参照。

²⁵ Miller, D.H., The Peace Pact of Paris (G.P. Putnam, 1928), at 213-214;柳原正治編『国際法先例資料集(1)不戦条約(上)』(信山社出版、1996年)、136-137頁、144-145頁。

²⁷ 後述「Ⅱ2(3) 自衛権と急迫性」を参照。

助を組織するために、状況に応じて、必要な補完的協定についての交渉をすることが規定された²⁸。アメリカ合衆国は、このような共同防衛政策を米州諸国共通の防衛策にしようとしており、国務省は、このような共同防衛政策を「共同防衛(joint defense)」、「協力的平和(coöperative peace)」などと呼んだが、これは実質的にはモンロードクトリンであり、その内容や原則を米州諸国が共同で確認したものであった²⁹。

(2) モンロードクトリンと不戦条約上の自衛権

このように、モンロードクトリンに基づく共同防 衛、すなわち西半球のいかなる地域に対する侵略をも 米州諸国への攻撃とみなし共同で防衛することは、不 戦条約上許されることが明白であった「自国領土」を 「攻撃や侵入」から防衛するという自衛権の範囲から は逸脱する。しかし、不戦条約締結時、アメリカとイ ギリスはそれぞれのモンロードクトリン30に基づく行 動は、自衛権の行使であると理解していた。そしてこ れは、「戦争に訴えて国家の利益を増進しようとする 署名国は、本条約の供与する利益を拒否」されること を謳った不戦条約前文第3文31にカバーされるものと みなしていた³²。すなわち、モンロードクトリンが対 象とする場所に対して、不戦条約に違反して戦争に訴 えて国家の利益を増進しようとする国家に対しては、 アメリカやイギリスは自衛権に基づいて戦争に訴える ことができるというのが英米の理解であった33。この 解釈にしたがって米州の共同防衛政策を検討すると、 米州諸国のいずれかの国家に対して、不戦条約に違反 して戦争に訴える国がある場合、アメリカ合衆国は違 反国に対して自衛権に基づいて戦争をすることができ るということになる。

ただし、当時のアメリカ国内においては、孤立主義者たちを中心とした参戦反対の世論が根強く、また大統領も1940年の再選時に参戦しないことを公約として当選したため、「中立国にとどまりながら」、連合国援助を「戦争に至らない」行為として行うという政策を

とった³⁴。このような連合国援助を正当化しうる根拠で、かつ国内世論に訴える力の強い根拠として、自衛権が援用された。

アメリカが主張するように、自衛権の地理的範囲を モンロードクトリンがカバーする範囲にまで広げるこ とに対しては、不戦条約当時から批判もあったとは言 え、それがアメリカとイギリスの一貫した解釈であっ た。

次に、既に述べたようにアメリカは、自衛権に基づ いて正当化される措置は、交戦国の一方に対する物質 的援助だと主張し、このような援助を「戦争に至らな い」行為とみなしていた。歴史上、自衛権は、戦間期 の戦争の違法化を経る中で、本来違法とされた「戦 争」を正当化する新たな概念としての意味を持つこと になったということはこれまでの研究の中で明らかに されてきた。したがって、将来の対独「戦争」を自衛 権の行使としてなしうるとアメリカが主張するとすれ ば、これは十分に成り立ちうる。戦間期の自衛権は、 このような「戦争」のみならず、「戦争に至らない」 行為をも許すという主張が、当時の国家実行や学説に おいてなされていた。アメリカの主張も、「戦争に至 らない」措置としての物質的援助を自衛権の行使とし て正当化しようとするものである。もっとも、物質的 援助のような行為を自衛権の行使だとする主張は、類 をみないものではあった。

(3) 自衛権と急迫性

自衛権の地理的範囲がアメリカの主張するように広く、また自衛権が物質的援助のような「戦争に至らない」行為をも許すものであったとしても、自衛権を名目として無制限の行動が許されていたわけではない。戦間期には、自衛権は一定の制限に服する必要があると説明されていた⁵⁵。自衛権の先例だと主張されることもあるカロライン号事件⁵⁶で、アメリカのウェブスター国務長官が示した要件(いわゆるウェブスター・フォーミュラ)においては、自衛の必要が「急迫し、

^{** &}quot;Havana Meeting of the Ministers of Foreign Affairs, Final Act and Convention," Bulletin, supra note 17, at 136.

²⁹ Lenoir, J.J., "The Monroe Doctrine and International Law: 1933-1941," *The Journal of Politics*, Vol. 4 (1942), at 51;草野大希「モンロー主義とアメリカの介入政策」『アメリカ研究』第49巻(2015年)、49頁。

³⁰ イギリスのいわゆるブリティッシュモンロードクトリンの主張については、以下を参照。Miller, *supra* note 26, at 198−199.

³¹ 後述「Ⅲ1(2) 不戦条約違約国への対応についての1928年アメリカ見解」も参照。

³² Bourne, K., et al., eds., British Documents on Foreign Affairs: Reports and Papers from the Foreign Office Confidential Print, Part II, Series C, North America, 1919–1939, Vol. 18 (University Publications of America, 1995), at 160;森肇志「集団的自衛権の誕生一秩序と無秩序の間に一」『国際法外交雑誌』102巻1号(2003年)93–96頁;田岡良一「不戦条約の意義」『法学(東北大学)』1巻2号(1932年)153–155頁。フランスも同様である(Rapport fait au nom de la Commission des Affaires Etrangères par Pierre Cot, at 23–28;柳原正治『国際法先例資料集(1)不戦条約(下)』(信山社、1997年)、1076–1077頁)。

³³ 森肇志『自衛権の基層』(東京大学出版会、2009年)、148頁。もっとも、不戦条約締結時から、自衛権に基づく行動が前文の範囲内に限定されるとアメリカが捉えていたかについては明確ではなく、より広い行動の自由を許すものと捉える発言も見られた。例えば、ボラ―上院外交委員会委員長の見解については、*Congressional Records*, 70th Congress, 2nd Session, Vol. 70, Part. I (Government Printing Office, 1929), at 1123を、ベック極東部副部長、ケロッグ国務長官の見解については、柳原、前掲注32、758、1020、1044頁を参照。

³⁴ Congressional Records, supra note 14, at 46; Hull Papers, at 37, 44-45. このように、連合国に対する物質的援助を、中立国にとどまりながら「戦争に至らない」行為として合法的に実施しているというアメリカの主張には批判もあった(Fenwick, C.G., "Neutrality on the Defensive," AJIL, Vol. 34 (1940), at 697-699; Briggs, supra note 13, at 579-587; Borchard, E., "War, Neutrality and Non-Belligerency," AJIL, Vol. 35 (1941), at 625)。

³⁵ Waldock, C. H. M., "The regulation of the use of force by individual states in international law," *Recueil des cours*, t.81 (1952) at 477-478.

圧倒的であり、手段の選択の余地がなく、また熟慮する時間がない」ことが示されなければならないとされた。このようなフォーミュラを、一般的に、戦間期の自衛権の要件としうるのかという点は改めて検討する必要があるものの³⁷、当時の国家実行や学説において、このフォーミュラが自衛権の要件として援用されることがあった。

例えば、国家実行について述べると、日本は、満州 事変における自国の行動が、「カロライン号事件で宣 言された一般原則、すなわち、自衛のすべての行動 は、その正当化のために、擁護される利益の重要性、 危険の急迫性、行動の必要性にかかっているという原 則に基づいた正当化される自国保護の措置38」とし、 自国の行動がウェブスター・フォーミュラの範囲内に あることを説明しようとした。また、ニュルンベルク 裁判においても、ノルウェーに対する攻撃は、連合国 のノルウェー侵攻の機先を制するための、先制的なも のであったというドイツの主張に対して、裁判所は、 このフォーミュラを引用し、これを他国領域における 先制行動の限界とした³⁹。もちろん、これらの事例で 問題となっている自衛権は、他国領土における軍事行 動を正当化するものであり、厳密には、連合国援助の ような物質的援助を正当化する自衛権とは異なるとい う点は指摘すべきである。とは言え、当時、正当化さ れる措置によって自衛権の要件を区別するような議論 自体が少なかったというのもまた事実である。

次に、学説に言及すると、ブライアリーは1936年と1942年の書籍において、カロライン号事件における自衛原則のフォーミュラが一般的に受け入れられていると述べた40。このようにウェブスターフォーミュラを自衛権行使の要件として直接挙げるか否かに関わらず、当時の学説においては、自衛権の対象行為の急追性が自衛権行使の要件とされていた41。例えばフェアドロスは、攻撃が既に始まってはいないとしても、少なくともそれが圧倒的に急迫していなければならないと述べていた42。

アメリカ政府は、ナチスがラテンアメリカを攻撃す

る意図がありその能力もあると主張し、自国に対する 危険の急迫性を訴えたが、当時の客観的状況に照らし て、アメリカ合衆国領土へのドイツの攻撃・侵入が急 迫していなかったことは明らかである。この点は、国 務長官が演説をした、1941年1月の下院外交委員会の 武器貸与法に関する上記公聴会で、繰り返し問題とさ れた。ムント議員は、「西半球における、現実の攻撃 の危機」にあるということの真の証拠の存否を問題と した。これに対して国務長官は、多数の公式な発言が あると述べたが、さらに「侵略の予定表の次の犠牲者 が我々であることを示す、国家の各メンバーが入手で きない情報を国務省が持っているか」と問われたこと に対しては、自国とその他の国家への危険の可能性の 高さ(probably)に言及したのみであった⁴³。武器貸 与法案を批判したアメリカ第一主義委員会のロバート ウッドは、攻撃が急迫しているというアメリカ政府の 議論を直接問題とすることなく、主として距離を理由 に、ドイツはアメリカを攻撃する国家利益を見出さな いだろうとの立場をとった4。当のドイツは、当時、 アメリカ国内の孤立主義も利用しながら、アメリカの 参戦を阻止するために細心の注意を払っていた⁴⁵。

自衛権行使のための危険が急迫していないということは、1941年2月、武器貸与法に関する上院外交委員会公聴会で国際法の観点から声明をしたアメリカ・カトリック大学の国際法教授であった(ハーバート)ライトによっても指摘された。この公聴会の質疑応答の中で、ライトは、自衛に対する遠い脅威は戦争を正当化しえないとし、自衛権を正当化するような危険は急迫していないと主張した⁴⁶。

以上のように、自衛権を行使すべき脅威が急迫しているという主張に対しては、事実関係に照らした強い批判があり、当時の状況に照らしても自衛権行使の要件を満たしていたとは言い難かったものと思われる。しかし、連合国援助のような措置が自衛権として正当化されることについては、「確かに正しく異論がない⁴⁷」とされ、アメリカの主張した自衛権の内容自体は受け入れうるものであったことが分かる⁴⁸。

^{**} 田岡良一『国際法上の自衛権』(勁草書房、1964年)31-37頁;森肇志「カロライン号事件」国際法学会編『国際関係法辞典 第2版』(三省堂、2005年)158-159頁;Jennings R.Y., "The Caroline & McLeod Cases," *AJIL*, Vol. 32 (1938), at 82-92; Moore J.B., *A Digest of International Law*, Vol. 2 (Government Printing Office, 1906), at 409-414.

³⁷ 森、前掲注33、31-32頁。Bowett, D.W., Self-Defense in International Law (Frederick A. Praeger, 1958), at 59-60も参照。

Brown, P.M., "Japanese Interpretation of the Kellogg Pact," AJIL, Vol. 27 (1933), at 100.

^{39 &}quot;Judicial Decision: International Military Tribunal (Nuremberg), Judgment and sentences, October 1, 1946," AJIL, Vol. 41 (1947), at 205.

⁴⁰ Brierly, J.L., The Law of Nations (2nd ed., 1936), at 254. See also, Bourquin, M., "Le problème de la sécurité internationale," *Recueil des Cours*, t. 35 (1931), at 220.

⁴¹ Verdross, A., "Règles générales du droit international de la paix," *Receuil des Cours*, t. 30 (1929), at 485; Bourquin, *Id.*

⁴² Verdross, Id.

 $^{^{\}scriptscriptstyle 43}$ House Hearings , at 43. See also, Hull Papers , at 38, 100.

 $^{^{\}mbox{\tiny 44}}$ Kimball, supra note 5, at 169.

⁴⁵ 1939年から1941年までのドイツとアメリカとの関係については、次の文献に詳しい。Trefousse, H.L., Germany and American Neutrality: 1939-1941 (Octagon Books, 1969).

⁴⁶ Hearings before the Committee on Foreign Relations, Unites States Senate, Seventy-Seventh Congress, First Session on S. 275, A Bill Further to Promote the Defense of the United States, and for Other Purposes, Part 2, February 4 to February 10, 1941 (Government Printing Office, 1941), at 459.

Ⅲ 不戦条約違反国に対する差別的扱いとして の連合国援助

1. アメリカの主張

(1) 主張内容

アメリカは、連合国援助が国際法違反でないことを 正当化するために、自衛権に加えて、次のような根拠 も提示した。すなわち、不戦条約締約国は、不戦条約 違反の戦争の交戦国を差別的に扱うことができるとい うものであった。これは、ハル国務長官も演説をした 上記下院外交委員会において、1941年1月16日、スチ ムソン陸軍長官がまず主張した。

彼は、この主張を根拠づけるために、「ブダペスト 解釈決議」を引用した。この決議は、1934年、国際法 協会のブダペストにおける会議において、不戦条約の 解釈として採択されたものであるが、この決議の第4 条は、次のように規定する⁴⁹。「不戦条約に違反して、 不戦条約の一当事国が他の当事国に対して軍事力や戦 争に訴えた場合、その他の当事国は、不戦条約やその 他の国際法の規則に違反することなく、次の全てのあ るいはいずれかのことをすることができる。(a) 違約 国が、臨検・捜索・封鎖といった、交戦国の権利を行 使することを否認すること、(b) 不戦条約以外の国 際法が規定する、中立国が交戦国との関係でもつ義務 の履行を、違約国に対して拒否すること、(c)攻撃さ れた国家に、軍需品を含む物質的または金融上の援助 を供給すること、(d) 攻撃された国家を、軍事力に より援助すること」。そして、陸軍長官は、ドイツや 日本が不戦条約に違反したと断定し、以上に規定され たことをなしうると主張した50。このようなスチムソ ンの主張は、武器貸与法が国際法と矛盾することを懸 念する多くの人の心配を静めるに足るものであった51。

その後、上述した³³、1月30日に採択された下院外交委員会報告書、2月13日に採択された上院外交委員会報告書も、自衛権を援助の根拠として挙げたあと³³、

ブダペスト解釈決議の4条(c)を引用しながら、不 戦条約違約国との関係では中立法の義務に拘束され ず、攻撃された国家に対して「軍需品を含む物質的ま た金融上の援助を供給すること」ができるとした⁵⁴。

さらに、この根拠を敷衍したのが、上述したハバナ 演説におけるジャクソン司法長官であった。司法長官 は、伝統的中立制度において、中立国は交戦国を公平 に扱う義務があったという前提に立つ⁵⁵。その前提の 基礎にあったものについて、彼は次のように述べる。

その基礎とは、各主権国家はあらゆる法の外にあり、自国の 意思以外の支配に服さず、いかなる国家に対する法的義務も負っていないということである。このことにより、次のように結 論づけられる。すなわち、平和を維持する義務を課す法がない ために、全ての戦争は合法であり、全ての戦争は正当であると みなされなければならない。

その上で、第一次世界大戦後の中立について次のように述べる⁵⁶。

国際連盟規約は、戦争の権利を実質的に制限し、全ての戦争を正しいものとして受け入れる教義を修正し、その制限を守らせることを意図した一定の義務を締約国に課す。国際連盟規約は中立を廃止してはおらず、規約違反国と戦争をする義務を課すものではない。しかし、従来は国際法に反する非中立的行動とみなされてきたことを、違反国に対してとる義務を課す。

不戦条約は、戦争の違法化を確定させ、戦争概念に従属する中立義務の概念を必然的に変更した。不戦条約とラテンアメリカ不戦条約は、侵略戦争に関係しては、絶対的公平の態度として考えられていた中立教義の歴史的・法的基礎を破壊した。それは、署名国に侵略国を差別する義務を課すわけではないが、その権利を与えた。

以上のように、伝統的中立制度の基礎は、各主権国家はあらゆる法の外にあり、いかなる国家に対する法的義務も負っていないことから⁵⁷、全ての戦争は合法であり、全ての戦争は正当であるとみなされなければならないことにあると司法長官は説明した。そして、第一次世界大戦後の戦争の違法化は中立制度の基礎を破壊し、中立制度に変容をもたらしたと説明する。と

なお、ハル国務長官は、同年1月27日の上院外交委員会理事会(前掲注6)において初めてこのスチムソンの発言内容を紹介した。そして、国務長官は、この特殊な事例にもう少し踏み込むとして自衛権を主張した(Hull Papers, at 56)。

⁴⁷ Schwarzenberger, G., "The "Aid Britain" Bill and the Law of Neutrality," *Transactions of the Grotius Society*, Vol. 27 (1941), at 24

⁴⁸ Fenwick, supra note 34, at 698; Hyde, C.C., International Law Chiefly as Interpreted and Applied by the United States, Second Revised Edition, Vol. 3 (Little Brown and Company, 1945), at 2235–2236.

 $^{^{\}mbox{\tiny 49}}$ The International Law Association, Report of the $38^{\mbox{\tiny th}}$ Conference (1934), at 67.

⁵⁰ House Hearings, at 103-104. 同年 1 月29日の、下院外交委員会公聴会においても同様の主張をした(Senate Hearings 1, at 89-90)。See also, Stimson, H. L., "The Pact of Paris: Three Years of Development," Foreign Affairs, Special Supplement, Vol. II (1932), at 1-9;"Neutrality and War Prevention," Proceedings of the American Society of International Law, 29th Annual Meeting (1935), at 121-129. この解釈決議を採択した国家がないことから、小さな私的団体の個人的提言以外の少しの重要性もないとの主張も見られた(Borchard, supra note 34, at 623)。

 $^{^{\}mbox{\tiny 51}}$ Kimball, supra note 5, at 171.

⁵² 注20参照。

³³ この他にも、相互主義・衡平原則の原則を挙げ、国際法の基本的規則に違反している国家は、他国が、国際法のより基本的でない規則に従っていないことを主張する立場にないと述べた。

⁵⁴ supra note 20.

⁵⁵ ただし司法長官は、17世紀、18世紀、19世紀には、中立法の下であっても、一定の不公平な行動が合法である第三のカテゴリーがあるとし、第一次世界大戦以前も、中立国が交戦国に対して一定の不公平な行動をとることが合法であった場合があったことを認めている(Jackson, *supra* note 14, at 351)。

りわけ、不戦条約とラテンアメリカ不戦条約が中立の 基礎を破壊し、署名国は違反国に対して差別する権利 を持つようになったという。

(2) 不戦条約違反国への対応についての1928年アメリカ見解

不戦条約に違反して戦争を開始した国家を差別的に扱うことができるか否か、すなわち違反国に制裁を科すことができるか否かということは、不戦条約締結過程から締約国の大きな関心事項であった。不戦条約の中で、不戦条約違反国について言及しているのは前文⁵⁸である。この前文について、アメリカはどのような態度をとっていたのであろうか。

不戦条約をアメリカと共に起草し、独自の草案も提出したフランスは、1928年4月20日の草案の3条に、不戦条約締結によっても制限されない行動の一つを規定した。これによると、「締約国の一か国がこの条約に違反した場合、他の締約国は、その事実により、その違反国に関しては不戦条約上の義務から解放される59 。

同年4月23日、アメリカのケロッグ国務長官は、フランス案について以下のように述べた。

フランス案は、様々な状況において「戦争に行く権利」を留保しており、武力行使の放棄というよりもその正当化である。 事前に定められた特定の状況における軍事制裁適用の脅威 (threatened application) が、世界平和や国家の安全を最も保障するものではないと信じる。明らかに平和維持のために考案されているのに、軍事力に訴えることを平和維持の最終形態と して、国際同盟システムを永続させるような国際条約の当事国 にはならない⁶⁰。

このように、当初国務長官は、前文のような内容を 「軍事制裁 (military sanction)」と捉え、それに対し ては、国際同盟システムを永続させるものとして反対 していたのである。しかし、フランスの見解に対し て、より一般的な支持が集まる可能性、そうなった場 合に交渉が完全な失敗となることを懸念したケロッグ は、妥協の策としてフランス案を採用する形で譲歩す る可能性に言及していた⁶¹。そして、1928年6月23日 の公文で、不戦条約違反国に対して、他の署名国が不 戦条約上の義務から解放されるということは、法律事 項として何ら問題はなく、よく承認された原則であ り、この法原則を明示的に承認する必要は全くないと いうのがアメリカの公式な解釈だと述べつつも62、同 日の草案には前文を挿入したい。このようにして挿入 された前文により、不戦条約違反国に対しては、他の 署名国は不戦条約から解放され、戦争に訴えることが 可能になった。

そうはいっても、不戦条約違反国に対して実際に制裁を採用するということに対するアメリカの否定的な態度は、1930年代を通して変わらなかった。不戦条約締結直後のアメリカの国内では、不戦条約を何らかの制裁と結びつける試みがなされたが、このような試みはほとんどすべて失敗に終わった⁶⁴。一例を挙げると、1929年2月11日、上院にカッパー決議案が提出された。この法案は、不戦条約違反国に対する武器、軍需

190

以上の見解と概して同じ立場をとるものとして、司法長官は、国際法協会ブダペスト解釈決議に加えてハーバード条約草案を 挙げる。

国際法の様々なテーマについての草案を作成する目的で、ハーバードロースクールの教授の主催で組織された国際法研究会(Research of International Law)は、1935年よりその第四段階で中立の検討に取り組んだ。その研究会によって、「海戦・空中戦における中立国の権利義務に関する条約草案」と、「侵略の場合における国家の権利義務に関する条約草案」が作成されれた。前者は、全ての戦争は、その発端の如何に関わらず、全ての参加国(「交戦国」)に同じ法的帰結をもたらし、同様に全ての非参加国(「中立国」)に同じ法的帰結をもたらすという前提に基づく。後者は、一方で戦争と、他方で特定の法的義務の違反だと判断された強制的行動(forceful acts)とで、法の区別がもたらされるとの前提に基づく("Rights and Duties of States in Case of Aggression;Introductory Comment," AJIL, Supplement:Research in International Law, Vol. 33(1939)、at 823)。前者は、第4条で、「中立国は、中立国の権利行使と、中立義務の履行において、公平でなければならず、交戦国間の差別を慎まなければならない。」とし、第5条で、中立国は、戦争遂行のための交戦国援助を慎まなければならない。」として伝統的中立規則を規定する。後者は、侵略国でない国家は、武力で被侵略国を支援する「共同防衛国」、武力以外で被侵略国を支援する「支援国」になることを認める。そして、「支援国は、侵略国を差別する権利を獲得するが、侵略国以外の国家を侵害する行為を、そのような行為が防衛国か共同防衛国によってなされたら合法でない限り、してはならない。侵略国に対しては、支援国は、中立国であれば交戦国に持つ権利を持」ち(第10条)、「侵略国、防衛国、共同防衛国、支援国でない国家は、侵略国との関係で、中立国であれば交戦国に持つ権利を持っち、(第10条)、「侵略国、防衛国、共同防衛国、支援国でない国家は、侵略国との関係で、中立国であれば交戦国に持つ義務は持たず、しかし、侵略国に対しては、中立国であれば交戦国に対して持つ権利は持つ」(第12条)とする。

- ${}^{\rm s7}$ ボーチャードは、これは奇妙な前提だと批判した(Borchard, supra note 34, at 619)。
- 58 前文の内容については、注31に対応する本文を参照。
- ⁵⁹ Miller, *supra* note 26, at 189. See also, Miller, *Id*, at 179-181. これ以外に挙げられている行動は、自衛権と、この条約の規定が当事国となっているこれより前の国際協定上の権利義務として行う行動である。
- ⁶⁰ Papers Relating to the Foreign Relations of the United States 1928, Vol. I (Government Printing Office, 1942), at 35–36.
- ⁶¹ *Id.*, at 39.
- $^{\mbox{\tiny 62}}$ $\emph{Id.},$ at 38 ; Miller, supra note 26, at 215–216.
- ⁶⁸ *Id.*, at 38; Miller, *Id.*, at 218, 220. このように、法律事項としては何ら問題はなく、よく承認された原則であって、明示的に承認する必要はないとする根拠は述べられておらず、明示的な承認がなければ制裁もできないとしているように解しうる上記 4 月23日のケロッグ見解と矛盾するように思われる。少なくともケロッグが不戦条約に軍事制裁を伴わせることには当初反対であったことは確かであるが、前文挿入を要求する他の署名国の主張が採用されたとしても、将来の自国の行動の自由が制限されることがないよう、対外的にこのような主張をしたものと思われる。
- 64 大沼、前掲注22、91-93頁。

⁵⁶ Id., at 353-354.

品の輸出を、議会又は大統領の許可がない限り違法とすること、違反国と貿易をする米国民に保護を与えないことを内容とするものであったが⁶⁵、成立に至らなかった。

もっとも、不戦条約締結後、不戦条約に違反してい るとアメリカが判断した場合、その国家を不戦条約違 反国として非難することは増えていった。例えば、満 州事変直後の1932年1月7日、当時のスチムソン国務 長官は、不戦条約に違反するような手段によりもたら されたいかなる事態、条約、協定をも承認しない旨、 日中両国に宛てた書簡の中で声明した66。いわゆるス チムソンドクトリンであり、実質的に日本を非難する ものであった。また、イタリアのエチオピア侵攻の直 前には、不戦条約に注意を喚起し『、さらに、日支事 変に際しては、ハル国務長官は、日本の中国における 行動は不戦条約に反すると非難した68。このように、 不戦条約違反国を言葉の上で非難したり、不戦条約に 注意を喚起したりすることはあっても、交戦国を差別 的に扱う実際の措置をとることはなかった。むしろ、 イタリアのエチオピア侵攻の際、アメリカは中立の立 場に立ち、しかも無差別に禁輸措置を実施した69。

以上のように、アメリカが中立国として交戦国を公平に扱うという実行は、不戦条約締結時から第二次世界大戦前までは一貫していた。しかし、この立場は、駆逐艦・基地交換協定、武器貸与法の成立を通して、変更されたと見ることができる。

2. 検討

(1) 公平義務をめぐる戦間期の国家実行・学説

司法長官が主張したように、第一次世界大戦後は中立の基盤が崩れ、不戦条約締約国は、不戦条約違反の戦争の交戦国を差別的に扱う権利があったという捉え

方が当時一般的であったのであろうか。

先行研究で明らかにされてきた通り、戦間期にも、 伝統的中立を守ろうとした国家も多かった™。それは たとえ、国際連盟において、紛争当事国のいずれかが 条約違反国と認定された場合であってもそうであっ た。以下で一例を挙げると、不戦条約が締結されたの と同じ1928年、ハバナで開催された汎米会議では、海 上中立条約が採択された。これは、1907年の海戦中立 条約を基礎にしており、伝統的な中立法を再確認した ものであった。また、1932年のチャコ戦争の際、アル ゼンチン・ブラジル・チリ・ペルーは中立を宣言し、、 1907年陸戦中立条約・海戦中立条約、1909年ロンドン 宣言(海戦法規に関する宣言)などの伝統的中立を規 定した条約を挙げ、それらの規則が適用されることを 表明した™。さらに、1933年にラテンアメリカ諸国が 締結したラテンアメリカ不戦条約は、第1条で侵略戦 争を違法とし、紛争を平和的に解決することを規定し ている。第2条は、領域問題は暴力によって解決して はならず、平和的手段によらない領域的取極、武力に よる領域占領や獲得は承認しないとした。その上で、 第3条は、紛争当事国のいずれかが以上の条文の義務 を順守しない場合、締約国は中立の地位において、共 通の連帯した態度を取り、外交的・軍事的干渉をしな いと規定したっ。

次に戦間期の学説を見ると、不戦条約違反国と中立 義務との関係についての解釈は次のように大きく二つ に分かれていた⁷⁴。第一に、不戦条約違反の戦争が開 始された場合には、他の締約国は交戦国を差別的に扱 う義務がある⁷⁵、あるいは差別的に扱うことができる という見解である⁷⁶。前者は、不戦条約は伝統的な中 立と中立義務を否定するものとするのに対し、後者は 伝統的中立制度を一応の前提とした上で、不戦条約違

⁶⁵ Congressional Records, 70th Congress, 2nd Session, Vol. 70, Part 3 (Government Printing Office, 1929), at 3198.

 $^{^{66}}$ supra note 3, at 160.

⁶⁷ Id., at 277. 1941年1月15日、ハル国務長官はイタリアのエチオピア侵攻が国際連盟規約と不戦条約に違反すると明言した(Id., at 614)。

⁶⁸ Papers relating to the Foreign Relations of the United States, Japan: 1931-1941, Vol. I, (Government Printing Office, 1943), at 397.

⁶⁹ 中立国は交戦国にたいして禁輸措置をとるべき義務はなく、中立国は交戦国との通商の権利を持つ。しかし、中立国の権利を放棄してでも戦争の局外に立つことを優先することをアメリカは選択した。大沼、前掲注22、121-122頁参照。

[®]「国際連盟の集団安全保障システムが実効的に機能しないことが明らかになった1930年代半ば以降、諸小国は規約第16条の負担を免れることを主張し、中立制度に基づく伝統的な安全保障政策に復帰するようになった」との指摘もある(和仁健太郎『伝統的中立制度の法的性格』(東京大学出版会、2010年)、196-199頁)。

¹ ただし、ボリビアが連盟総会紛争解決案を受諾した後は、兵器等の売却禁止がパラグアイに対してだけ行われたことから、この 紛争において中立法規の妥当は見られなかったするものについて、石本泰雄『中立制度の史的研究』(有斐閣、1958年)、195-196頁。

⁷² Dreák, F., Jessup P.C., A Collection of Neutrality Law, Regulations and Treaties on Various Countries, Vol. 1 (Carnegie Endowment for International Peace, 1939), at 9–10, 92–97, 357; Id., Vol. 2, at 873–874.

⁷³ "Anti-War Treaty on Non-Aggression and Conciliation," *AJIL*, *Supplement*, Vol. 28 (1934), at 79-80.

⁷⁴ この点についての、当時の国際法学者による議論状況については、以下の文献に詳しい。石本、前掲注71、190-194頁;篠原初 枝『戦争の法から平和の法へ』(東京大学出版会、2003年)、180-219頁。

⁷⁵ Politis, N, Neutrality and Peace (Carnegie Endowment for International Peace, 1935), at 58-60. ライトも、1928年の段階では、このような「義務」があると述べていた("The Future of Neutrality," International Conciliation, No. 242 (1928), at 362)。

Fenwick, *supra* note 34, at 699; Hudson, M.O., "The Budapest Resolutions of 1934 on the Briand-Kellogg Pact of Paris," *AJIL*, Vol. 29 (1935), at 94; Wright, Q., "The Transfer of Destroyers to Great Britain," *AJIL*, Vol. 34 (1940), at 685–689; "Repeal of the Neutrality Act," *AJIL*, Vol. 36 (1942), at 19–23; Eagleton, C., "The Duty of Impartiality on the Part of a Neutral," *AJIL*, Vol. 34 (1940), at 103–104; "Acts of War," *AJIL*, Vol. 35 (1941), at 321–326; Schwarzenberger, *supra* note 47, at 22–29.

反国との関係においては中立義務から解放されるという点で異なる。第二に、戦間期にも伝統的戦争観と伝統的中立制度が依然妥当するなどの理解から、中立国は交戦国を公平に扱う義務があるとする見解である⁷⁷。

以上のように、戦間期には、条約違反の戦争の交戦 国を差別的に扱う権利があったという司法長官の見方 に関しては、反対の実行や学説も多かった。

(2) 司法長官の論拠の検討

司法長官のように、①伝統的中立制度の公平義務は、全ての戦争が合法で正当あり全ての交戦国は平等な権利を有していることを前提とし、②第一次世界大戦後に戦争が違法化し③それに伴って中立の基礎が崩壊し、中立制度が変容し、中立国は交戦国を差別的に扱う権利が生じたという三点には次のような問題点がある。

まず①に関して、伝統的中立制度の公平義務は、こ のような前提に立っていなかったという指摘がある。 すなわち、伝統的国際法において、中立国が公平義務 を守るのは、戦争に巻き込まれない権利を享受するた めの「条件」であり、公平義務に反する行為=交戦国 に対する「戦争行為」=「戦争への参加」とみなされ る行為は、国際法上禁止されていたのではなく、あく までも、戦争の局外にとどまることを望む国が差し控 えるべきことであったとされる®。すなわち、伝統的 中立制度の公平義務は、19世紀の戦争の地位に依存し た概念でもなかったし、そもそも「義務」でもなかっ たということである。このような理解を前提にするな らば、アメリカが参戦を決意し、かつ参戦が不戦条約 に反しない限りにおいて、連合国援助は合法的に行う ことができたということになる。しかし、アメリカ政 府が、中立国にとどまりながら「戦争に至らない」行 為として連合国を援助するという政策をとったことは 既述の通りである。アメリカは、公平義務を「義務」 として捉えていたので、本来この義務に違反する行為 を正当化するために、②~③を主張した。

②については、司法長官の論拠①を前提としたとしても、戦間期も戦争の地位に変化がないとする見方が

根強くある中で⁷⁹、実定国際法により戦争が違法化したことをどのように論証するのか、すなわち、国際法によって戦争が規制できない原因であった主権平等と判定者の不在という国際社会の構造が変化したのかということが問われることになる⁸⁰。

③について、司法長官の論拠①・②を前提としたとしても、中立制度には、戦争を局所化しそれによって国際秩序を維持し通商利益を保護するという独自の制度趣旨があった。このような制度の変更は、戦争の違法化によって必然的にもたらされるものではなく、これが変更したと認めるに足る新たな慣習国際法の成立が必要であると考えられる。しかし、上述の通り、戦間期にも伝統的中立を維持する国家は多く、交戦国を差別的に扱うことを合法とするような国家実行が当時積み重なっていたとは言い難い。

№ おわりに

以上で検討したように、第二次世界大戦初期のアメリカの連合国援助は、次の二つの根拠により正当化が試みられた。一つ目は、「自国領土」および「西半球」を防衛するための自衛権行使として連合国援助が可能だというものであり、二つ目は、戦間期の戦争の違法化は従来の中立制度に変容を加え、不戦条約違反の戦争の交戦国を、他の締約国は差別的に扱うことができたというものであった。

前者の自衛権の主張は、主としてハル国務長官によって、武器貸与法以前から援用されていたということは既述の通りである。アメリカが主張した自衛権は、自国防衛に加え「西半球」防衛も含むものであった。このようにアメリカが、西半球防衛を含めた自衛権を一貫して主張したことは、1930年代のアメリカが西半球を共同で防衛する体制を築くことを目指し、それを主導してきたことを考慮すると、当然のことであったと考えられる。

一方、後者の主張は、それまでのアメリカの実行を 変更するものであり、また、他国同士の戦争に巻き込

⁷⁷ Borchard, supra note 34, at 618-625; Kunz, J. L., "Neutrality and the European War 1939-1940," Michigan Law Review, Vol. 39 (1941), at 719-754; Cohn, G., Neo-Neutrality (Columbia University Press, 1939), at 92-93; Briggs, supra note 13, at 579-687.

このような立場の相違は、不戦条約と中立義務との関係を重要な論点として取り上げていた国際法協会の会合においても表面化した。1932年、オクスフォードにおける第37回会合では、陸戦における中立条約草案が議論された。この草案は、1条で、中立国は戦争への全ての参加を慎み、交戦国双方に対して厳格で完全な公平を維持する義務があるとし、公平義務を規定した点で伝統的中立を維持したものである。この草案について、意見は大きく二分した。例えば、ブライアリーは、この草案は、1899年と1907年のハーグ会議では妥当であった中立国と交戦国との関係という概念に基礎を置いており、1932年には全く追放された見解(outlawed order of ideas)に属するとした。さらに、国際連盟規約や不戦条約の存在を全く無視しており、中立の現行法を表していないと述べた。マクネアは、ブライアリーの見解と完全に一致すると述べた。他方で、ウェグナーは、この草案が数世紀の発展の結果である中立法を固守しており、この中立の伝統的概念を廃止するのは望ましくなく、依然必要であるとした。ブライアリーは、国際連盟規約や不戦条約という新しい思想を支持しすぎのように思われ、中世とその時代の正戦・不正戦の区別に回帰することを意味すると述べ、しかし、それは、現在存在しない国際的権威を必要とするのではないかと問いかけた。The International Law Association, Report of the 37th Conference (1932), at 170, 182-183, 185.

⁷⁸ 和仁、前掲注70、152-165、246。イーグルトンは、交戦国に対する公平は、義務というよりも、中立の地位の属性あるいは資格 とみなされるべきで、公平でないことは、交戦国から中立とみなされないということを意味すると論じている(Eagleton, *supra* note 76 ("The Duty of Impartiality"), at 101)。

 $^{^{\}scriptscriptstyle 79}$ Borchard, supra note 34, at 622–623.

⁸⁰ 柳原正治「いわゆる『無差別戦争観』と戦争の違法化」『世界法年報』第20号(2001)、17-18頁;大沼、前掲注22、152頁。

まれる可能性が高くなる措置を許すものでもあり、アメリカ政府もその採用には慎重にならざるをえなかった。しかし、この根拠は、武器貸与法の成立に際して、スチムソンやジャクソンによって公式に採用された。この根拠は、武器貸与法が国際法違反だとする批判をかわしうるものであったこともあり、従来から主張されていた自衛権と、並列的に援用されることになっていった。

しかし、これらいずれの根拠も、当時の国際法に照らすと成り立ち難いものであった。前者の自衛権については、当時の状況において自衛権行使を許容するような危険が急迫していたとは言えなかったし、後者については、この主張に反する国家実行や学説も多かった。

以下では、当時のアメリカの実行が第二次世界大戦後どのように扱われていったかを簡単に述べる。第二次世界大戦後の学説に目を向けると、後者のような主張に基づく実行は、中立法の観点から注目を集めるようになっていった。当時のアメリカが行ったような、中立国にとどまりながら一方交戦国を援助するという実行は、戦時国際法の動揺を示す、あるいは⁸¹伝統的な中立制度の動揺に拍車をかけた⁸²重要な国家実行として位置づけられることがある。

その一方で、当時のアメリカの実行は、自衛権の行 使という観点からはこれまでほとんど関心が払われて

こなかった。しかし、第二次世界大戦期のアメリカ は、一貫して自国および西半球防衛の必要性を強調 し、さらに1941年春に始まった日米交渉の場において も、連合国援助ひいては将来の対独参戦を正当化する 根拠として自衛権を援用し続けていた83。たとえ事実 関係に照らしてこの自衛権の主張が成り立ちえないも のであったとしても、アメリカによって主張された自 衛権の内容のうち、西半球の自国以外の国家が攻撃さ れた場合に行使しうるとされた内容は、1945年3月の チャプルテペック協定でも改めて確認され、国連憲章 第51条では、歴史上はじめて国連全締約国が持つ「集 団的自衛権」として明文化されるという形で結実し た。もちろん、第二次世界大戦期のアメリカは、連合 国援助を「戦争に至らない」措置と捉えていたのであ り、この自衛権と、起草段階から武力行使の文脈で議 論されていた国連憲章上の自衛権とを完全に同一のも のと見ることはできない。この点の相違が、国連憲章 制定に至る過程でどのように捉えられていたのかは別 途検討する必要があるものの、少なくとも、第二次世 界大戦期のアメリカの実行は、当時の自衛権の国家実 行の一つであり、国連憲章上の自衛権につながる一つ の重要な実行として位置づけうる。

[付記] 本研究は、科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

(2018年10月31日受理)

⁸¹ 小松、前掲注16、468頁。

 $^{^{82}}$ 柳原正治ほか『プラクティス国際法講義(第 3 版)』(信山社、2017)、426頁。

⁸³ *supra* note 68, at 429.